

令和6年第2回三股町農業委員会総会議事日程

令和6年2月29日（木）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第4号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第8号令和5年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第8 議案第9号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第9 議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

令和6年第2回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 2 ）

日程第6

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 5 ）

日程第7

議案第8号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 2 ）

日程第8

議案第9号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 62 ）

日程第9

議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 6 ）

令和6年第2回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 2月29日（木曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第2会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 2月29日（木曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和 6 年第 2 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 1 番委員の小倉休幸さんと 2 番委員の下石昭廣さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 13 件 22 筆 29,083 m²、うち田が 18 筆 24,740 m²、畑が 4 筆 4,343 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 3 頁 5 番から 5 頁 17 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第 4、報告第 4 号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 4 号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 3 件 6 筆 3,538

m²、うち田が6筆3,538 m²でございます。詳細につきましては、総会資料7頁3番から5番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第5、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計2件8筆7,324 m²、うち田が7筆5,324 m²、畑が1筆2,000 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の9頁6番から7番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号6番、受付年月日：令和6年2月1日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字高畑〇〇〇番〇他6筆、地目：田、合計面積：5,324 m²です。こちらは渡人の労力不足及び受人要望による賃借権設定となっております。受人は〇〇〇〇在住の認定新規就農者で、三股町内の約2haの農地で、らっきょう、里芋、甘藷、大根等の露地野菜を中心に農業経営をしております。こちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。権利設定後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡芳文）

受付番号6番は2月27日に第2ブロック委員2名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇〇〇在住でらっきょう、里芋、甘藷、大根等の露地野菜を中心に農業経営を行っております。農地2haは借地ではありますが、全て耕作されており機械能力もあり、農作業に従事する家族は2名であります。また臨時で10名雇用されております。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため賃借権の設定をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

[illegible]

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員 (馬渡芳文)

受付番号7番は2月27日に第2ブロック委員2名で現場確認調査をいたしました。
場所の説明は航空写真をご覧ください。

渡人につきましては、母親が亡くなり相続を受けたため申請したとのことであり
ます。受人につきましては、飼料作物の品種改良開発、栽培技術の向上の研究を行
っております。農地は約 8ha ありますが、すべて耕作しております。状況から見ても
効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため、賃借権の設定をする
ものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可
相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、
受付番号6番、7番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号6番、

7 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 5 件 6 筆 4,405 m²、うち田が 1 筆 322 m²、畑が 5 筆 4,083 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 11 頁 5 番から 12 頁 9 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号 5 番、受付年月日：令和 6 年 1 月 25 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇他 3 名、申請地：樺山字栗原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：338 m²です。こちらは売買による所有権移転で、転用目的は駐車場（追認）となっており始末書が提出されております。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 5 番は 2 月 26 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側にあり、現在は造成され駐車場として利用されております。もとは〇〇様の住宅と家庭的な菜園として 2 筆ありましたが、令和 5 年に購入してほしいとの話があり、園としても在園児 150 名の行事等の際の父兄の駐車場が不足していたため、園の隣接地である申請地を購入し駐車場として利用するため、法務局に登記申請を提出したところ、法務局より農地の転用許可申請がされていない旨の指摘があり、今回申請されたものです。始末書も提出されており、園に隣接する土地であるため、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 6 番、受付年月日：令和 6 年 2 月 9 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇番〇、地目：田、面積：322 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟になります。こちらの農地は第 1 種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 6 番は 2 月 26 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇〇の東側に位置し、〇〇〇区画整理内の都市計画区域住宅専用地域になります。生活排水等は公共下水道に接続し、雨水については東側道路側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 7 番、受付年月日：令和 6 年 2 月 9 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：418 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟になります。こちらの農地は第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 7 番は 2 月 26 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は現在貸家生活をされており、家族構成から住居が手狭になったため、今回、一般個人住宅 1 棟を建設するための申請になります。生活排水等は北側の公共下水道へ接続され、雨水については北側道路側溝へ排水されることから、特に問題なく

許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 8 番、受付年月日：令和 6 年 2 月 9 日、受人：株式会社〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇他 1 名、申請地：蓼池字加世原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：1,830 m²です。こちらは売買による所有権設定で、転用目的は資材置場、駐車場になります。こちらの農地は準工業地域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 8 番は 2 月 27 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は自動車解体業及び再生資源回収業を営んでおり、解体依頼の増加に伴い、従業員及びトラックの駐車場として利用するため転用するものです。周囲にはブロック塀を設置し、雨水については敷砂利のため、地下浸透ということです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 9 番、受付年月日：令和 6 年 2 月 9 日、受人：〇〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字栗原〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：1,497 m²です。こちらは売買による所有権設定で、転用目的は宅地分譲(6 区画)、道路になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 9 番は 2 月 26 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は〇〇〇〇株式会社で多くの宅地分譲を行ってきており、今回は 6 棟の宅地分譲を計画され、生活排水等は公共下水道へ接続され、雨水については、新設される側溝から既設の道路側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 5 番から 9 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 5 番から 9 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 8 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 8 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 13 頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回 2 名の推薦が上がっております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（溝口良信）

今回の候補者 2 名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 8 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 8 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 9 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 9 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 18 件 39 筆 33,074 ㎡、うち田が 21 筆 24,864 ㎡、畑が 18 筆 8,210 ㎡でございます。利用権設定につきましては、合計 44 件 83 筆 72,505 ㎡、うち田が 66 筆 57,769 ㎡、畑が 17 筆 14,736 ㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 15 頁 5 番から 18 頁 22 番まで、利用権設定の各筆明細は総会資料 19 頁 29 番から 27 頁 72 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 9 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 15 頁 5 番から 18 頁 22 番まで、利用権設定に関する総会資料 19 頁 29 番から 27 頁 72 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 9 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案第 10 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 10 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。利用権設定につきまして合計 6 件 20

筆 15,825 m²、うち田が 15 筆 9,752 m²、畑が 5 筆 6,073 m²でございます。ご審議方
よろしくお願いいいたします。

議長（溝口良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 30 頁 11 番から
31 頁 16 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はあ
りませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 10 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規
定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 30 頁 11 番から 31 頁 16 番について
承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 10 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規
定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定
いたしました。ここでおはかりいたします。2 月総会において、議決案件等の事項、
字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議
長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重
審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 2 回三股町農業
委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 00 分